

東海村の管理する施設における受動喫煙防止対策のための基本指針

1 目的

この指針は、受動喫煙の健康に与える影響等を排除するため、健康増進法第25条に基づき、東海村の管理する施設において講ずべき対策を示すことにより、快適な公共空間の形成を図るとともに、村民及び来庁者並びに施設利用者の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

2 受動喫煙防止対策の基本的な考え方

現在、東海村の管理する施設においては、受動喫煙防止対策を総合的に勘案し、喫煙場を設ける場合は、屋外に限定している。

平成30年7月の健康増進法の一部改正により、令和元年7月から受動喫煙防止対策が強化され、学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等第一種施設においては、喫煙が禁止される。

*規制の対象となる「たばこ」は、「加熱式たばこ」や「電子たばこ」、
「無煙たばこ」といった「あらゆるたばこ製品」とする。

3 基本指針の対象となる東海村の管理する施設及び受動喫煙防止対策の具体的な方法

- (1) 村が管理する第一種施設（別表1）は、敷地内禁煙とする。
- (2) 村が管理する第二種施設（別表2）は、敷地内禁煙とする。ただし、敷地内に喫煙所を設置する場合は、受動喫煙防止に配慮し、施設管理者の判断で設置するものとする。なお、喫煙所は、受動喫煙にさらされることを望まないものがそのような状況に置かれることのない場所とする。

4 受動喫煙防止対策の推進

- (1) 施設管理者は、この指針に基づき必要な受動喫煙防止対策を講じなければならない。
- (2) 施設管理者は、利用者に対し、受動喫煙の防止について周知徹底し、理解と協力を求める。
- (3) 職員（施設の管理に携わる者（外郭団体等を含む）及び施設を利用し事業を実施する者（外郭団体等を含む））は、受動喫煙における健康被害を十分認識し、この指針を遵守しなければならない。

5 実施時期

- (1) この指針は、令和元年7月1日から実施する。ただし、第二種施設の敷地内禁煙は、令和2年4月1日より実施する。
- (2) この指針は、施設条件や社会状況の変化なども踏まえ、適宜見直しを行うことができる。

別表 1 (第一種施設)

番号	施設名
1	石神小学校
2	白方小学校
3	照沼小学校
4	中丸小学校
5	舟石川小学校
6	村松小学校
7	東海中学校
8	東海南中学校
9	舟石川幼稚園
10	石神幼稚園
11	須和間幼稚園
12	村松幼稚園
13	舟石川保育所
14	百塚保育所
15	けやきの杜保育所
16	とうかい村松宿こども園
17	石神学童クラブ
18	舟石川学童クラブ
19	村松学童クラブ
20	中丸学童クラブ
21	白方学童クラブ
22	照沼学童クラブ
23	村立東海病院
24	病児・病後児保育施設
25	総合支援センター「なごみ」
26	東海村総合福祉センター「絆」
27	東海村歴史と未来の交流館
28	東海村役場
29	外宿浄水場
30	須和間配水場

別表 2 (第二種施設)

番号	施設名
1	石神コミュニティセンター
2	村松コミュニティセンター
3	白方コミュニティセンター
4	真崎コミュニティセンター
5	中丸コミュニティセンター
6	舟石川コミュニティセンター
7	姉妹都市交流会館 (友情の杜含む)
8	東海文化センター・中央公民館
9	東海村総合体育館
10	東海村テニスコート
11	東海村立図書館
12	東海駅コミュニティ施設
13	村民活動センター
14	東海村産業・情報プラザ
15	東海村清掃センター
16	東海村衛生センター
17	東海村最終処分場
18	リサイクルプラザ
19	公園・広場